様式第2号（第3条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

丸亀市長

国民健康保険被保険者証返還に係る弁明について

あなたが滞納している国民健康保険税については、これまで再三にわたり納付をお願いしてまいりましたが、下記のとおり納期限から１年間が経過した現在も納付されておりません。

国民健康保険税をこのまま滞納されますと、国民健康保険法第９条第３項の規定により、国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）を返還していただくことになります。

ついては、この処分の原因となる国民健康保険税の滞納について、弁明することがある場合は、　　月　　日までに別紙弁明書（様式第３号）を提出してください。

なお、提出期限までに弁明書の提出がない場合又は弁明によっても当該処分が正当であると認められる場合は、被保険者証を返還していただきますのでご了承ください。

記

１　予定している処分　　　被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付

２　処分の理由及び根拠　　国民健康保険税を納期限から１年間が経過するまでの間、滞納しているため（国民健康保険法第９条第３項）

３　提出先　　　　　　　部　　課　　担当

国民健康保険税の滞納状況の内訳　　　　　　　　（　　　　年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 期別 | 納期限 | 滞納保険税額（円） | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合計 | |  |  |  |

※　なお、本状到達前に国民健康保険税を納付された場合は、行き違いですのでご容赦ください。